

北九州市立大学

# 外国語学部紀要

---

第 156 号

2023年3月

---

## 目 次

### 【論文】

明代遼東の鈔と銀

… 山 本 進 … 47

北九州市立大学

# BULLETIN

FACULTY OF FOREIGN STUDIES  
THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU

---

No. 156

March 2023

---

## CONTENTS

### 〈Articles〉

Paper Money and Silver in Liaodong in the Ming Dynasty

… Susumu Yamamoto … 47

THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU

Kitakyushu, Japan

# 明代遼東の鈔と銀

山 本 進

はじめに

明代の北辺はモンゴルや女真など塞北諸民族の南侵を防遏する最前線であり、多数の衛所が遼東・大同・宣府・陝西などに設置され、軍戸が配置されていた。しかし長城一帯は概ね耕地が乏しく、兵器はもちろん人馬の生存に不可欠な食糧・衣料・豆草を自給することさえ困難であり、政府は絶え間なく軍需物資を南方から供給し続けなければならなかった。遼東の場合、主たる兵站線は山東省全域から登州府・萊州府を經由して海路金州衛・旅順口に至る海運ルートと、北京から山海衛を経て遼東各衛に至る陸運ルートであった。

筆者は前稿「明代遼東兵站考」で、明代遼東の兵站（前線への軍需物資の補給）について考察し、明初は米糧・木綿が海運されていたが、次第に銀が陸運されるようになったこと、屯田政策により糧秣の現地調達が徐々に進行したことを明らかにした<sup>(1)</sup>。しかし銀の転運については、正統9年（1444）に折糧銀の遼東への輸送が開始され、現物支給から銀支給へ転換したことを解明したに止まり、銀と他の貨幣とのせめぎ合いや策源地である山東省の経済事情については詳細に考察しなかった。そこで本稿は前稿での成果を土台として、遼東兵站問題を貨幣の側面から考察してみることにする。特に明初大量に発行された不換紙幣である大明宝鈔（行論では単に

鈔と表記)に焦点を当てる。

鈔は銀とともに軍事財政と密接に関係していた。奥山憲夫は明実録の記録を用いて、洪武中期には銀の約87%、鈔の60%以上が軍事費であったことを計算し、国初の財政が軍事中心であったと結論付けた。そして土木の変後、北辺軍士への月糧が折銀化され始めたことを論じた<sup>(2)</sup>。一方宮澤知之は貨幣史の視点から「宝鈔支出の主要な用途は、発行当初は軍に対する賞賜にあったと推測され、(洪武)十八年以後、臨時的な賑濟と軍糧の羅買が増加した。十八年から二十年にかけては定常的な鈔支出として官俸が加わったが、二年ほどのことであった。軍に対する賜給は毎年行われるという意味では経常的であるが、個々の軍衛・軍人についてみると臨時のものであり、また支出総額も毎年一定せず大きく変動した。これらの点からすると、記録の上で知られる洪武年間の宝鈔はほとんど経常財政の手段とされたことはなく、臨時的用途にほぼ限定されていたと言える」と分析した<sup>(3)</sup>。ただ支出の中心が軍への賞賜であったとしても、それが臨時的であったと言うのは誤解を招く表現だと思われる。何故なら戦時にあつては勲功者を特別に褒賞することが行われるが、明では平時に衣料や食糧などを俸給として分配する際にも「給賞」と称しており<sup>(4)</sup>、個々の軍衛・軍人にとって「賞賜」は決して「臨時のもの」ではなかったからである。厳密に言うと、軍隊への支払遅延は辺境防備の弱体化や叛乱を招来しかねないので、兵士の俸給は定額を定期に支給していたものと思われるが、それが鈔であるのか、他の金員や物貨であるのかは決まっていなかったということである。

とは言え、洪武年間には鈔が兵士の給与と密接な関係にあったことは確かである。ただ鈔での受給は宮澤をして「臨時的」と言わしめるほど不安定なものであった。明朝は鈔法の定着を企図するが、結局市場での銀遣いに敗れ、兵餉も鈔から銀へと移行する。本稿は明実録の記載を主たる素材として、遼東兵站における貨幣支給の変遷を検証する。特に内地では一定

の役割を担った鈔が、遼東ではほとんど給賞されなかった事実とその意味について検討する。

## 第1章 洪武年間遼東の鈔

洪武年間は鈔の流通に最も力が注がれた時代であるが、それはあくまで内地でのことであり、北辺の最前線では交換価値が不安定な鈔よりも食糧や木綿などの現物がより重宝され、現物が内地より転運されていた。ただ鈔の発行前には銀や綿布といった輕齋手段を北辺に転運し、現地で米と交換する事例も見られた。たとえば洪武4年（1371）8月、政府は北平と山西に銀30万両・綿布10万匹を転運し、付近の州県で米に替えて将士に支給した<sup>(5)</sup>。恐らく何らかの緊急性からこのような措置が採られたのであろう。翌5年8月にも銀20万両を大同へ、銀10万両と綿布10万匹を北平へ転運し、米を買ったとの記述がある<sup>(6)</sup>。但し対象地域も同じ、銀と綿布の数量も同じ、実録の記述も同月同日であり、何らかの事情で二重記載された可能性も否定できない。

洪武8年（1375）3月、大明宝鈔の印造が開始されると、銀は北辺に転運されなくなった。遼東でも送銀はほぼ消滅した。但し鈔が銀に代替したわけではなく、明初以来の現物転運が続けられた。ただ洪武23年（1390）4月には遼東征進軍士94,188人に銀98,608両・鈔862,532錠を給賞したとの記事が見られる<sup>(7)</sup>。これは洪武年間における遼東送銀の唯一の事例である。洪武20年（1387）遼東方面に進出していた故元の將軍納哈出が降伏し、この時期に遼東で主だった軍事行動は確認できないが、遼東に「征進」した軍士には内地軍も多数含まれていたことが想定され、純然たる遼東軍士への銀支給事例とは言い難い。

一方鈔の給付は、内地とは比較にならないが、合計5事例が確認される<sup>(8)</sup>。

この内前述した洪武23年の遼東征進軍士に対する鈔86万余錠の給賞は内地軍も含めた総数だと推測される。日常の給賞（月糧）では洪武17年（1384）の1人1錠支給、従軍手当（行糧）では洪武18年（1385）の1人3錠（謫発者は1人2錠）支給の各1事例が見られるに止まる<sup>(9)</sup>。残る1事例は洪武26年（1393）広寧中護衛將士1015人に鈔2万余錠を賜与したというもので<sup>(10)</sup>、何らかの軍功に対する褒賞であろう。銀の給賞と比較するとやや多いが、鈔もまた給与や恩賞にはほとんど使用されなかったと見て差し支えない。なお鈔は本来内地・北辺を問わず兵士の給与として全国で支給することになっており<sup>(11)</sup>、遼東でも鈔の支給と通用が企図されていたものと推測されるが、現物経済の下では食糧や木綿の支給が強く求められていた。

一方、策源地である山東省では、内地の他省と同じく鈔が広範に流通していた。実録には飢饉に際し鈔により賑恤や糶買儲備を行ったという事例が散見される。たとえば洪武20-21年の山東飢饉では、洪武20年（1387）12月に鈔100余万錠を転運して登州府と萊州府の飢饉を賑恤、翌21年3月には東昌府の飢饉に対し、青州府の救済に倣い鈔1,377,587錠を支出して賑恤、同年6月には夏麦が豊作であったため、洪武帝は山東に鈔200万貫を転運し備蓄用米穀を糶買するよう戸部に命じている<sup>(12)</sup>。もちろん山東軍士に対しても鈔が給与として支給されていた<sup>(13)</sup>。ただ鈔布を給賞すると記す事例もあり、鈔のみで軍隊を維持していたわけではない。

宮澤を初め諸研究が一樣に指摘する通り、明代の鈔は貨幣価値を維持する制度をほとんど具備しておらず、早くも洪武年間から価値の下落を起こしていた<sup>(14)</sup>。従って貨幣経済が未発達な遼東だけでなく、通貨が幅広く使用されていたと思われる内地でも、軍士は鈔での給与支払いを忌避した可能性が高い。総じて規準通貨が未確立であった内地でも、貨幣経済そのものが低水準であった遼東でも、軍士への俸給は穀物や木綿などの現物支給が中心であった。

## 第2章 遼東における鈔の通用

鈔はその後も価値を減じ、永楽年間には鈔法はほぼ崩壊した。ただ政府は鈔を発行し続け、結果的に鈔は市場で小額貨幣の役割を果たした。宣徳年間には商税課程で鈔を回収することにより、価値の維持が図られたが、若干の成果を見ただけで、鈔法の復活には至らなかった<sup>(15)</sup>。一方遼東では、前稿で検討したように、まず屯田による食糧自給政策が推進され、次いで塩引を対価とし、商人をして米糧を北辺に納入させる開中法が実施され、更に正統9年（1444）からは折糧銀が国庫から支給されるようになった。それでは小額貨幣に転落した鈔は、遼東では必要性が薄れたのであろうか。事実はその逆で、鈔は政府により相当大量に遼東へ送られ続けたのである。

宣徳10年（1435）8月遼東総兵官巫凱は、軍士の冬衣布花は全て現物で支給し、登州衛より金州衛や旅順口まで海運せよ、また官軍の俸糧は每石鈔15貫で折給しているが、不足であれば鈔の割増支給も認めよと要請した<sup>(16)</sup>。しかし行在戸部は、モンゴル遠征を控え兵糧を確保する観点から、登州の現物米糧を海運するよう主張し、英宗もこれに従った<sup>(17)</sup>。また翌正統元年（1436）正月登州府知府楊頤は、山東6府は綿布・綿花・鈔を登州衛から遼東へ渡海転運しているが、海運は不定期であり、野積みしておくに腐爛するので、一旦廢軍儲倉に貯蔵し、船が至るのを待って転運すべしと奏請し、裁可された<sup>(18)</sup>。両事例から読み取れるのは、綿布・綿花は現物を遼東へ海運し、遼東軍士に現物で支給されるが、米糧については登州衛から送付される鈔で代替支給されるようになっていたことである。これは屯田政策や開中法の実施により、遼東での穀物流通が活性化し、鈔で米麦が買えるようになったことを意味しているものと思われる。木綿が折鈔されなかったのは、遼東での綿花栽培が困難だったからであろう。

## 明代遼東の鈔と銀

正統年間には遼東や山東における鈔運用の全盛期であった。たとえば正統7年（1442）6月には済南府知府が、所属の州県には倉糧が多いが庫鈔が少ないので、遼東に転運する鈔が確保できないとして、今年の存留糧米を米1石につき鈔100貫で折徴したいと奏請し、裁可された<sup>(19)</sup>。また翌正統8年（1443）8月には戸部が、済南等府の存留草245万余束は例年折米していたが、現在布政司の儲米は充足しているので折鈔徴収し、遼東の賞賜に充当したいと奏請し、裁可された<sup>(20)</sup>。

折糧銀が転運され始めた正統9年（1444）2月には萊州府掖県が、連年の旱水害対策として、戸口食塩米を1石につき鈔100貫で折徴したいと奏請し、裁可された<sup>(21)</sup>。同年7月には山東布政司の奏請により、同省の存留草を1束につき鈔5貫で折徴することが命じられている<sup>(22)</sup>。

翌正統10年（1445）正月には登州府知府楊鐸が、沿海の諸衛所では官軍俸糧の折鈔分が長年未払いなので、本府の豊益庫に儲備している綿布の内、長さ3丈2尺のものは遼東へ転運し、その余は綿布1匹につき鈔100貫の割合で折鈔して支給すべしと奏請し、裁可された<sup>(23)</sup>。同年10月には掖県から戸口食塩米の折布が奏請され、正統帝は戸部の覆奏に従い、米1石につき闊白綿布1匹か鈔100貫で折納せしめ、布鈔は萊州府庫に儲備して遼東および沿海各衛の俸糧支給に備えよと命じた<sup>(24)</sup>。

正統11年（1446）6月には戸部尚書王佐が、各処で鈔価が騰貴しているので、河南・山東および南北直隸の鳳陽・淮安等府で今年の夏税小麦の折鈔を80貫から60貫に減額すべしと奏請し、裁可されているように<sup>(25)</sup>、この頃鈔価が一時的に上昇し、一部地域では夏税までもが鈔で折徴されている。しかし事実上の小額貨幣が少々価値を増したところで、各衛の軍士が鈔の受領を熱望したとは考え難い。それでは何故銀の遼東転運が始まった正統年間に、策源地である山東省で国家の鈔需要が高まったのであろうか。

山東は内地であり、鈔をはじめ金・銀・銭などの金属貨幣も流通してい

た。しかし金は絶対量が少なく、銅銭も需要を賄える程鑄造されていなかった。銀はその多くが中央政府によって回収され、太倉などに保管されていた。そこで現物に代わって貨幣で俸給を支払うとなると、どうしても鈔が選好されてしまう。ただそれは正統年間に始まったことではない。

鈔需要が急激に上昇したのは最前線の遼東であった。その契機となったのは皮肉なことに北京からの折糧銀の供給であった。正統年間オイラトの勢力復活により北辺の軍事的緊張は増大していた。これを防遏するため、遼東でも兵力の強化が図られたものと思われる。また遼東の食糧市場も徐々に成長し、輕齋手段である銀を陸運し、兵糧を現地で購入することが最も迅速で容易な兵站確保手段となった。

ただ銀を切り分けて数万人の軍士に分配することは不便であり手間も要する。現地では折糧銀で穀物を購入し、これを備蓄して軍士に支給していた。たとえば正統12年（1447）5月遼東巡撫李純の奏請により、正統帝は戸部に命じ、毎年銀10万両を遼東の広寧庫に収貯し、米糧や秣を糶買させている<sup>(26)</sup>。また一旦緩急あれば銀を対価として兵糧を商人より迅速に調達することも可能であった。たとえば土木の変が発生した直後の正統14年（1449）9月には、遼東と宣府の客商から銀2500両で兵糧を購入しており、10月には兵糧を輸納した遼東の客商万添寿らに銀を支払うなど<sup>(27)</sup>、遼東では既に多額の銀を対価として大量の穀物を販売する穀物商が成長していた。

一方軍士は糧米や綿布の一部を売ってその他の生活必需物資を購入していたのであるが、市場経済が成長しつつある今、米麦や綿布・綿花を現物貨幣として使用し続けるのは不便に感じられた。そこで小額貨幣として鈔が需要されたのであろう。これが巡り巡って山東官府の鈔不足を招来したものと推測される。即ち鈔は今日の硬貨のように、銀の補助貨幣として遼東にもたらされたのではなく、遼東での貨幣経済の成長と軍事的緊張が、銀と鈔の需要を同時に高めたと言えるだろう。

正統12年（1447）9月には濟南府が、戸部の移文により存留草557,800余束を折米したが、倉庫が満杯となったため、毎束2貫で折鈔し本府官庫に収貯することを奏請し、裁可された<sup>(28)</sup>。また同年11月には山東布政司が、登州府棲霞等県ではこれまで食塩1引を鈔200貫に換算して大綿布8匹を折徴していたが、同地の綿花は連年歉収であるため、鈔での徴収に戻すべきことを奏請し、裁可された<sup>(29)</sup>。更に正統13年（1448）4月には戸部が、登州府福山県では昨年の凶作で小麦が穫れなかったため、鈔布での折徴を請願し、同年5月には兗州府沂州が、昨春の旱災により発生した米麦や草の滞納分について、鈔布での折徴を請願し、共に裁可された<sup>(30)</sup>。

このように山東側では何らかの都合で現物を徴収したり保管したりすることが困難になると、鈔での折納を要請し、政府もこれを認めていた。これらの事例から、山東布政司や各府州県では鈔で徴税してもそれを支出に回せたこと、換言すれば毎年一定の鈔需要が存在したことが看取される。鈔を必要としたのは、山東や遼東の諸衛であった。

以上のように正統年間、北辺での軍事的緊張に対応して政府が折糧銀を遼東に送付するようになったことで、現地の貨幣経済が刺激された。遼東各衛は軍士に対し銀を直接分配せず、現物支給を継続したが、軍士にとっては給賞された綿布や穀物を市場に持ち込み他の必需品と交換するのは不便であった。そこで遼東では官も兵も小額貨幣として鈔を需要するようになり、その多くは現物と併せて山東より供給されたのである。

### 第3章 銀鈔併用から銀専用へ

正統14年（1449）オイラトは明に侵攻し、これを迎撃するため親征した正統帝は土木堡で大敗し、エセンの捕虜となった。北京では正統帝の弟が景泰帝として即位し、本土侵攻を防衛した。

景泰・天順年間は銀と鈔が併用された時代であった。連年の対モンゴル戦で遼東市場が疲弊したため、景泰3年（1452）5月、遼陽税課司の定額税鈔213,685貫が半免されていることから<sup>(31)</sup>、当時遼東では相当量の鈔が通用していたことが看取される。同年登州府文登県で水害が発生した際、戸部は知県の田税減免要請に応じて、米1石を布1匹か鈔50貫で折徴して遼東官軍に給賞することを提起し、裁可された<sup>(32)</sup>。景泰7年（1456）9月には戸部が、登州衛の海船の多くが損壊し、遼東へ十分な布花が海運できないため、山東布政司に命じて、済南・東昌・兗州3府の綿布12万匹・綿花5万斤・鈔54万貫を山海衛に転運・儲備し、広寧衛から官員を派遣して受領・運回させるべしと上奏し、裁可された<sup>(33)</sup>。景泰年間にはまだ山東から遼東へ木綿と鈔が多数転運されていたのである。

しかし景泰帝が死去し英宗が重祚した天順年間に至ると、折糧銀が定期的に北辺に転運されるようになり<sup>(34)</sup>、銀経済が遼東へ急速に浸透するようになる。また天順2年（1458）4月には開原・鉄嶺・汎河・海州・広寧の土兵（民戸の志願兵）909人に対し銀1両と綿布2匹を給付している<sup>(35)</sup>。翌天順3年（1459）9月には銀5万両を遼東に転運し、糶米して軍餉を補充している<sup>(36)</sup>。このように事例は少ないが、この時期の遼東では鈔が充溢した市場の中に継続的に銀が投入され、銀が次第に鈔を凌駕するようになった。

確かに、鈔は遼東への銀流入と現地経済の発達に刺激され、小額貨幣用途として需要が伸びていた。通常であれば銀と鈔は二人三脚で遼東の貨幣経済を牽引すべきものであった。しかし市場では銀と鈔との間に固定的な交換比価が存在せず、また鈔は徴税などを通じた回収が不十分であったため、持続的に価値を下落させていた。従って清代のように銀と銭が交換比価を市場に委ねながら社会で共存し得たのとは異なり、明代の銀鈔併用は鈔が一方的に貨幣の地位から脱落したのである。

成化年間になると鈔から銀への代替が顕著に見られる。成化6年（1470）

4月山東布政司からの要請を受けた戸部は、済南・兗州・東昌・青州4府が毎年転運していた遼東官軍への俸鈔について、海運の梗塞を理由に、鈔1000貫につき銀3両で折すべきことを上奏し、裁可された<sup>(37)</sup>。成化10年(1474)6月には戸部が、登州・萊州2府の折鈔されていた夏税を先の済南等4府と同じく折銀して北京に解送させ、該部が遼東に転運すべしと奏請し、裁可された<sup>(38)</sup>。こうして山東全土から遼東へ転運する鈔が銀に置き換えられた。一方、兵部右侍郎馬文昇の奏文によると、この頃遼東では鈔での月糧支給が減少し、たまたま鈔が支払われても大半が昏倒(傷んで紙質が劣化した)鈔であり、鈔1000貫が銀1両余の価値しか持たなかったとある<sup>(39)</sup>。このように遼東における鈔から銀への転換は着実に進行し、軍士の給賞は銀での支払いが優勢となったのである。

なお綿布や綿花は現物支給が原則であり、前稿で詳述した通り、15世紀までは木綿の折銀が議論されることはあったが、政府は認めなかった。折銀が施行されるのは正徳年間以降である。現物輸送の廃止に伴い海運も停止された。ちなみに宣府沿辺の墩台で夜警に従事する軍士には特別に1人当たり綿布4匹が支給されていたが、巡撫宣府都御史張頤が遼東の守城軍士から2600余名を抜擢し、交替で夜警に就かせたので、彼らに対し綿布を増給すべきであると政府に要請した。そこで戸部は成化15年(1479)2月、守城軍士に対する綿布支給が本色3匹・折鈔1匹であるのに準じ、夜警を命じられた軍士に対する給布を本色3匹半・折鈔半匹に加増すべしと上奏し、裁可された<sup>(40)</sup>。当時既に鈔の価値は大幅に減じていたから、財政支出の上昇を名目上最低限に止めながら実質上の給賞を追加する便法として、本色給付の割合を綿布半匹分増やしたのである。

弘治年間に至ると鈔はほとんど給賞に使用されなくなった。弘治4年(1491)正月巡撫宣府都御史楊謚らは、毎年山東・河南などで徴収される戸口食塩錢鈔について、辺境では錢鈔が行使されていないため軍士は実恵に

与れないとして、今後は錢7文＝銀1分、鈔1貫＝銀3釐の割合で折銀支給せよと要請し、戸部の議覆を経て裁可された<sup>(41)</sup>。そして翌年より宣府軍士に支給すべき鈔は山東・河南・北直隸に送られ、折銀徴収された戸口食塩鈔と交換され、銀で支給された<sup>(42)</sup>。そして弘治6年（1493）4月には全国の戸口食塩錢鈔が鈔1貫＝銀3釐、錢7文＝銀1分の割合で折銀された<sup>(43)</sup>。

遼東について見ると、弘治6年（1493）10月には、遼東の守墩・夜警軍士763名に支給する衣料や鞋を一人当たり1両5錢で折銀しており<sup>(44)</sup>、また弘治9年（1496）7月には、遼東は僻遠にあり錢鈔は古く、通行していないとの理由から、直隸省永平府に賦課されていた遼東に歳輸すべき戸口食塩錢鈔が、同年より錢7文＝銀1分、鈔10貫（1貫の誤記であろう）＝銀3釐の割合で折銀された<sup>(45)</sup>。嘉靖年間に『全遼志』を著した李輔も、西隣の北直隸順天等府では軍士の月糧を制錢で支給しているのに、何故遼東では未だに制錢が行使できないのかと訝っている<sup>(46)</sup>。

興味深いのは、宣府や遼東など北辺では、価値が下落した鈔だけでなく、小額の金属貨幣として内地で徐々に流通量を増加させていた錢までもが忌避されていることである。遼東の事例では錢鈔が古くて通行しないとされていたが、恐らく粗悪な錢や昏倒の鈔が遼東に流入し、通貨としての信用獲得を妨げていたのであろう。また辺境では内地から各種の生活資料を移入しなければならず、輕齋手段である銀は錢より遠隔地取引において使い勝手が良かったことも考えられる。このような理由で遼東では鈔に代替する貨幣として銀が選好され、銀鈔併用経済は短期間で銀専用経済へと移行した。

なお明初には北辺軍士への給賞・褒賞だけでなく、朝鮮・女真・モンゴル人への下賜品としても鈔が支給されていた。大明宝鈔の流通範囲は当然国内に限定され、外国人にとって何ら交換価値を持たないが、これは明皇帝の威光を顕示するための象徴として使用されたのであろう。鈔法が崩壊

## 明代遼東の鈔と銀

した永樂年間以降、外国人に対する鈔の下賜はほとんど見られなくなる。遼東軍士については、弘治12年（1499）2月朵顔の義州侵攻を撃退した殊勲者2名にそれぞれ衣1襲・鈔1000貫を褒賞した事例<sup>(47)</sup>を最後に、明実録から姿を消す。鈔1貫＝銀3釐という当時の政府の公定比価で換算すると鈔1000貫は銀3両となり、もはや鈔で賜与する意味は全くなかった。16世紀になると給賞・褒賞は全て銀で支給されるようになる<sup>(48)</sup>。

おわりに

明初洪武年間、遼東へは貨幣がほとんど送られず、穀物や木綿などの現物が直接転運され、軍士に支給されていた。しかし永樂・洪熙・宣徳・正統と時代が下るにつれ、徐々に現物に替わって鈔が転運されるようになり、正統年間には策源地の山東や最前線の遼東で鈔の通用が最も盛んになった。ところが土木の変を境に銀の遼東転運が急増し、景泰・天順年間には鈔払いと銀払いとの併用期となった。その後も銀遣いの勢いは止まず、成化年間には鈔が貨幣の地位から脱落して銀の優位が強まった。弘治年間になると遼東軍士への鈔の給賞はほとんど見られなくなった。そして16世紀には鈔は遼東市場から姿を消した。

鈔法は永樂年間には既に崩壊しており、鈔自体も小額貨幣に転落したため、遼東での鈔支給が比較的短期間で終息し、銀に代替したことは自然な現象であろう。しかし鈔の消滅がかなり早く、また銭がほとんど流通しなかったのは、内地では見られない特徴である。本稿は遼東兵站に関する史料から遼東や山東での貨幣経済を検討したものであり、市場に直接言及した史料を扱っていないため、そして山東はともかく遼東の社会経済実態を記した史料がほとんど存在しないため、その原因を特定することはできない。

ただ生活資料の域内自給が困難な辺境では、必需品を常に内地から転運し続けねばならず、開中法のように商人を利用して兵餉を長距離輸送させると、代価を輕齋手段で支払うことが求められる。鈔が短期間で小額貨幣に転落すると、残る輕齋手段は銀（一部は塩引）に限定される。それ故内地と同じ速さで銀遣いが広まったものと推測される。逆に内地では小額貨幣として一定の役割を担い続けた鈔や銭は、市場経済が相対的に未発達であるが故に、遼東では広範に流通しなかったのであろう。とは言え、政府が毎年大量の折糧銀を転運しても、それは生活資料の購買によってたちまち内地に還流されるであろう。遼東で銀が大量に蓄積され、それが域内市場で盛んに流通したとは考え難い。

前稿および本稿では兵站という政府による物貨流通を通じて遼東市場経済の一側面を垣間見た。しかし繰り返しになるが遼東市場経済の実態分析としては不十分である。これについては後考を待ちたい。

## 明代遼東の鈔と銀

### 註

- (1) 拙稿「明代遼東兵站考」北九州市立大学『外国語学部紀要』155号, 2022年。  
行論では前稿と記す。
- (2) 奥山憲夫『明代軍政史研究』汲古書院, 2003年, 124頁・268-269頁。
- (3) 宮澤知之「明初の通貨政策」『鷹陵史学』28号, 2002年, 103頁。
- (4) たとえば『大明太祖実録』卷202, 洪武23年6月癸未の条に、  
給賞北平属衛及三護衛軍士五万九十余入緜布二十二万四千五百余匹・緜花  
八万八千六百余斤。  
とある。これは明らかに綿布・綿花の俸給支払いについて述べたものである。現  
代社会でも宝くじの高額「賞金」は減多に得られない臨時収入であるが、勤労者  
の「賞与」は定期的に支払われる。
- (5) 同右, 卷67, 洪武4年8月癸巳。
- (6) 同右, 卷75, 洪武5年8月癸巳。
- (7) 同右, 卷201, 洪武23年4月壬寅。
- (8) 前註(1) 拙稿, 表1 参照。
- (9) 『大明太祖実録』卷166, 洪武17年10月壬申、同右, 卷171, 洪武18年2月戊午。  
月糧・行糧については前註(2) 奥山を参照。謫発者(謫卒)とは罪を犯し辺境  
で戍役に充てられた者のことである。
- (10) 同右, 卷227, 洪武26年5月乙卯。
- (11) 同右, 卷100, 洪武8年5月辛巳  
賜山東・山西・北平・陝西・河南・定遼・<sup>マ</sup>瀾 [浙] 江・福建・江西・直隸・蘇州・  
太倉等衛軍士鈔布有差。
- (12) 同右, 卷187, 洪武20年12月壬申、同右, 卷189, 洪武21年3月丙戌、同右, 卷  
191, 洪武21年6月甲子。
- (13) 同右, 卷194, 洪武21年11月壬申  
給賜山東所属軍士七万一千八百余人鈔十四万二千六百錠。

- (14) 宮澤は「少なくとも鈔は米に対して十八年ごろには四〇％に、三十年ごろ二〇％に減価したと言えるだろう」（前掲宮澤，110頁）と推定している。
- (15) 前註（3）宮澤，117頁。
- (16) 『大明英宗実録』卷8, 宣德10年8月己酉  
 遼東総兵官都督同知巫凱言迎情八事。……一。軍士冬衣布花。不得全給。每歲運至金州衛・旅順口。途路竄遠。請如洪武中例全給之。仍令山東登州衛。以海運船。定立程限。運於各衛中分之処。以便給賞。一。官軍俸糧。每石折鈔一十五貫。資給不敷。請不拘常例。量益其數。
- (17) 同右, 卷8, 宣德10年8月庚戌  
 行在戸部奏。今命將出師。征勦北虜。合用糧餉。預宜区画。……僱運遼東糧。令山東。發登州粟。海運以給。從之。
- (18) 同右, 卷13, 正統元年正月壬申  
 山東登州府知府楊頤奏。山東六府布花鈔。俱運赴登州衛。撥舡裝送過海。給賞遼東軍士。而船運不時。堆積守候。多致損壞。欲以廢軍儲倉為庫收貯。候船至領運司 [事]。下行在戸部。請如其言。從之。
- (19) 同右, 卷93, 正統7年6月辛卯  
 山東濟南府奏。所屬州県。倉糧多。庫鈔少。每遇起運遼東賞軍。鈔無從出辦。今年存留糧米。乞令每一石。折鈔一百貫。貯庫備用。從之。
- (20) 同右, 卷107, 正統8年8月辛卯  
 戸部言。山東濟南等府存留草二百四十五万余束。有例折米。今本布政司。以所屬糧足。欲軋折鈔。以備起運遼東賞賜及買辦折俸。宜准其請。從之。
- (21) 同右, 卷113, 正統9年2月癸巳  
 山東掖縣奏。連年旱潦。人民艱難。乞將該徵戸口食塩米折鈔。每米一石。折鈔一百貫事。下戸部覆奏。從之。
- (22) 同右, 卷118, 正統9年7月壬戌  
 命山東存留草折鈔。每草一束。折鈔五貫。從山東布政司奏請也。

明代遼東の鈔と銀

- (23) 同右, 卷125, 正統10年正月丁酉

山東登州府知府楊鐸奏。沿海諸衛所。官軍俸糧。該折鈔者。年久未支。今本府豐益庫所貯折塩等項綿布。除長三丈二尺者。運赴遼東備用外。其余乞給与官軍。每布一匹。折鈔百貫。庶使民無典守之勞。官有養廉之具事。下戸部覆奏。從之。

- (24) 同右, 卷134, 正統10年10月庚戌

山東掖縣奏。今歲旱災。乞將戸口食塩米折布事。下戸部覆奏。塩糧每石。折闊白布一疋。原<sup>マツ</sup>[願]納鈔者。每石折鈔一百貫。運儲萊州府。備遼東賞賜及沿海官軍俸糧。從之。

- (25) 同右, 卷142, 正統11年6月癸丑

戸部尚書王佐奏。各処鈔價騰貴。河南・山東等布政司并南北直隸鳳陽・淮安等府州縣。今年夏稅小麦。每石原擬折鈔八十貫。今宜每石減二十貫。止徵六十貫。解赴京庫。從之。

- (26) 同右, 卷154, 正統12年5月庚戌

命戸部。每歲運銀十萬兩於遼東広寧庫收貯。糴買糧料。……從巡撫遼東右副都御史李純奏請也。

- (27) 同右, 卷183, 正統14年9月辛丑、同右, 卷184, 正統14年10月丙辰。

- (28) 同右, 卷158, 正統12年9月庚子

山東濟南府奏。比戸部移文。令以存留草五十五万七千八百余束折米。緣所屬収貯倉糧數多。支用不尽。乞如起運草例折鈔。每束二貫。送本府官庫収貯。從之。

- (29) 同右, 卷160, 正統12年11月癸卯

山東布政司奏。登州府所屬棲霞等縣。每食塩一引。納鈔二百貫。折収大綿布八疋。緣本処綿花。積年少収。每遇徵布。變易艱難。乞但徵鈔。從之。

- (30) 同右, 卷165, 正統13年4月壬申、同右, 卷166, 正統13年5月己酉。

- (31) 同右, 卷216, 景泰3年5月丁巳。

- (32) 同右, 卷224, 景泰3年12月甲午

山東登州府文登縣奏。本縣今歲水澇田畝。已蒙詔免稅糧。其頗収田糧。亦乞從

民便折徵。以蘇其困事。下戶部議。每米一石。折布一疋。或鈔五十貫。俱運本府管〔官〕庫收貯。以俟給賞遼東官軍。從之。

- (33) 同右, 卷270, 景泰7年9月乙未

戶部奏。山東登州衛。海船損壞者多。其應賞遼東軍士布花。不敷運給。宜令本布政司。量撥濟南・東昌・兗州三府綿布一〔十〕二萬疋・綿花五萬斤・鈔五十四萬貫。運赴山海衛堆積。仍行廣寧衛差官驗收。量撥軍夫。運回本衛。以俟遼河迤西各衛所官軍關領給散。從之。

- (34) 同右, 卷287, 天順2年2月庚戌、同右, 卷301, 天順3年3月己丑、同右, 卷313, 天順4年3月戊寅。

- (35) 同右, 卷290, 天順2年4月丁卯。

- (36) 同右, 卷307, 天順3年9月丙申。

- (37) 『大明憲宗實錄』卷78, 成化6年4月己未

戶部奏。山東布政司所議。濟南・兗州・東昌・青州四府。歲運遼東官軍俸鈔。涉徑閩海。輻徙艱險。今願每鈔千貫。折銀三兩。送部轉運給散。請聽其便。以順民情。從之。

- (38) 同右, 卷129, 成化10年6月甲戌

戶部奏。山東登萊二府夏稅折鈔。宜如濟南等四府例。折銀送京。俟本部運送遼東備用。從之。

- (39) 同右, 卷161, 成化13年正月丁未

戶部議覆。整飭邊備兵部右侍郎馬文昇所奏事宜。一。足衣食。以恤官軍。謂近年遼東衛所官軍。折色俸鈔。不足關支。間有闕支。太半輾爛。千貫僅直銀一兩余。若以月米計之。每石不過直銀一錢以上。不足養贍。

- (40) 同右, 卷187, 成化15年2月乙卯

給遼東守哨軍士布人三匹半。其半匹折鈔。初宣府沿邊守墩并夜不收軍士共三千二百有奇。歲人賞布四匹。至是巡撫都御史張頤。以墩軍歲久不代。及自守城摘撥更番守哨者二千六百余人。請概給以布。戶部議。邊方守哨者多。而征輸

## 明代遼東の鈔と銀

布花有限。况新撥守哨者。既得番代。則与城守勞逸相等。視長充夜不收例不同。宜於守城給布三匹・折色一匹例内。稍為增益。給布三匹半・折色半匹。從之。

(41) 『大明孝宗實錄』 卷47, 弘治4年正月乙未

巡撫宣府都御史楊謐等奏。近擬山東・河南等處歲輸戶口食塩錢鈔。於宣府准給官軍。折色俸糧。緣辺方錢鈔不行。軍士不蒙實惠。乞自今通折以銀。每錢七文。折銀一分。鈔一貫。折銀三釐。下戸部議覆奏。從之。

(42) 同右, 卷68, 弘治5年10月丙辰

旧例宣府辺軍。歲給冬衣布四疋。内一疋。<sup>ママ</sup>抄〔折〕鈔二十五貫。其鈔類。差人赴京庫。領回給散。為弊頗多。至是戸部奏。令宣府軍士折布鈔貫。照本處官旗。近日折俸錢鈔事例。運山東・河南及北直隸。折取戸口塩鈔銀給之。每鈔十貫。給銀三分。從之。

(43) 同右, 卷74, 弘治6年4月庚戌

復奉旨。集廷臣議。擬上三事。以為通融理財之法。一。折錢鈔謂。天下戸口食塩錢鈔。今後每鈔一貫。折徵銀三釐。錢七文。折銀一分。……從之。

(44) 同右, 卷81, 弘治6年10月乙酉

命遼東守墩弁夜不收官軍。該支衣鞋者七百六十三人。人折給銀一兩五錢。

(45) 同右, 卷115, 弘治9年7月丙辰

戸部請。以直隸永平府歲輸遼東戸口食塩錢鈔。自弘治九年以後。俱折收銀兩。每錢七文。折銀一分。鈔十<sup>ママ</sup>〔一〕貫。折銀三釐。從之。以遼東地遠。錢鈔旧。不通行故也。

(46) 『全遼志』 卷5, 藝文上, 巡按御史李輔「条陳遼東八事疏」

一。給糧餉。……臣又卷查。先巡按御史陳瓚。以軍士月糧不足。題請制錢湊給。彼時或慮錢法難行。未蒙復允。臣近聞。邸報恭誦聖諭。嚴行順天等八府。俱行制錢。夫遼東止一關之隔耳。豈可行於順天八府而不行於遼東者乎。

(47) 『大明孝宗實錄』 卷147, 弘治12年2月辛丑・庚戌。

(48) 『全遼志』 卷2, 兵制, 糧賞に、

山 本 進

旗軍月支外。有年例賞賜。綿布四疋・綿花一斤八両。折銀九錢。歳冬支給塩鉄。屯軍俱同。官員月支外。各照品級石数折鈔。每米一石。鈔銀四分五釐。是為俸銀。歳二季閔支。

とあり、同書が編纂された嘉靖44年（1565）頃、軍士へ賞賜される布花は銀で支給され、米は鈔に換算して銀で支給していた。

